

第4次知多市地域福祉計画

令和3年度～令和8年度

令和3年2月

知多市・知多市社会福祉協議会

はじめに

今日、少子高齢化の急速な進行、国・地方を通じた財政状況の悪化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。

本市は、令和2年9月に市制施行50周年を迎えました。今後も将来に向かって力強く着実に歩みを進める必要があります。市民の皆さまが幸せに暮らす「理想の未来」とするため、「あたらしく、知多らしく。梅香る わたしたちの緑園都市」を合言葉として、令和2年度から11年度までを計画期間とする第6次知多市総合計画を策定し、市民が主役のまちづくりを進めております。

このような中、福祉分野では、平成27年度に策定した第3次地域福祉計画が、計画期間の満了を迎えるに当たり、「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」の基本理念を引き継ぎ、このたび第4次計画（令和3年度から8年度まで）を策定しました。

地域における人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立や生活困窮などの影響により、支援を必要としている世帯が抱える課題は複合化・複雑化しています。子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もそうでない人も、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、様々な課題を克服していかなければなりません。そのためには、行政や社会福祉協議会はもちろんのこと、関係団体や事業者、また、地域づくりに関わるすべての方々力を合わせる必要があります。誰もが安心して暮らせる地域福祉の実現に向け、市民の皆さま方の一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、ヒアリング調査などで貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆さまや関係団体の皆さま、また、ご審議をいただきました保健福祉審議会委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3年2月



知多市長 宮島 壽男

知多市社会福祉協議会は、これまで知多市と共に福祉施策を推進してまいりました。市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体計画として策定するのは、第2次知多市地域福祉計画から今回の第4次計画で3回目となります。

さて、前回の計画策定から社会状況も大きく変わりました。新型コロナウイルス感染症がもたらした賃金減少や失業といった生活困窮の拡大、複雑多様な困難を抱える世帯への支援、少子高齢化と人口減少による担い手不足といった課題があります。これらの課題に取り組むには、従来の体制では対応が困難になってきており、今後は、新たな体制による取り組みが必要となってきます。

そこで、第4次知多市地域福祉計画では、基本理念の「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」を継承しつつ、3つの基本方針と10の基本施策を定め、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。地域共生社会とは、制度・分野ごとに分かれた縦割りや「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会です。

そのためには、市民の皆さま、市、社会福祉協議会、関係機関、団体、事業所等が力を合わせる必要がありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、ご協力いただきました市民の皆さま、関係団体各位に心からお礼申し上げます。

令和3年2月



社会福祉法人知多市社会福祉協議会 会長 渡辺 正 敏

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間.....	3
第4節 計画の策定体制.....	4
(1) 策定体制.....	4
(2) 団体等ヒアリング.....	5
第2章 地域福祉の現状.....	6
第1節 本市の現状.....	6
(1) 人口の状況.....	6
(2) 世帯の状況.....	7
(3) 子どもの状況.....	8
(4) 障がい者数.....	8
(5) 要支援・要介護認定者の推移.....	9
(6) 生活保護の状況.....	9
(7) 子ども会の加入状況.....	10
(8) 老人クラブの加入状況.....	10
第3章 基本理念・基本方針.....	11
第1節 基本理念.....	11
第2節 基本方針.....	12
第3節 計画の体系.....	13
第4章 基本施策.....	14
基本方針1 連携と協働の仕組みづくり.....	14
(1) 市民協働の推進.....	14
(2) 関係団体等との連携の推進.....	16
(3) 活動・交流拠点の確保.....	17
(4) 福祉教育の充実.....	18
基本方針2 必要な支援を受けられる環境づくり.....	19
(1) 包括的な支援体制の構築.....	19
(2) 情報提供の充実.....	21
(3) 災害時の支援体制の整備.....	22
基本方針3 誰もが参加できる活動の場づくり.....	23
(1) 健康づくり・介護予防の推進.....	23
(2) 生きがいづくりと社会参加の促進.....	24
(3) 多様なつながりと交流の推進.....	25

第5章 計画の推進.....	26
第1節 計画の周知.....	26
第2節 推進体制の整備.....	26
資料編.....	27
1 用語解説.....	27
2 社会福祉法関連部分.....	30
3 計画策定の経過.....	33
4 委員名簿.....	34
(1) 知多市保健福祉審議会委員名簿.....	34
(2) 知多市地域福祉計画等策定委員会委員名簿.....	35
(3) 知多市地域福祉・高齢者計画部会員名簿.....	36
5 計画の変遷.....	37

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

国勢調査によると我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、令和22（2040）年には1億1,091万人、令和35（2053）年には1億人を割り込む水準にまで減少すると推計されています。本市では、平成22（2010）年をピークに人口減少が始まり、令和17（2035）年には8万人を切ると推計されています。このような人口減少とともに、高齢者の増加と生産年齢人口の減少という人口構造の変化も進んでおり、生活へ大きな影響を与えることが想定されています。

核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者は増加し、また、ライフスタイルの多様化に伴い、近所付き合いや世代間の交流が少なくなるなど、家庭と地域とのつながりも希薄化しています。さらに昨今では、新型コロナウイルス感染症[※]の拡大に伴う外出自粛などによって、これまでよりも地域とつながりにくくなるなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような状況の中で、高齢者の孤独死、高齢者世帯による老老介護や、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待などが社会問題となっており、地域での支え合いがより一層求められています。

また、近年、各地で多発している自然災害への対応の中でも、災害時の要配慮者の支援などが課題となっており、地域の絆やコミュニティの役割の重要性が改めて見直されています。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2（2020）年6月12日公布）」を制定し、「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進など、市町村の包括的な支援体制を構築するための基本的な方針を示しています。

本市では、平成28（2016）年3月に、第3次知多市地域福祉計画を策定し、「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」を基本理念に掲げ、様々な施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めてきました。この度の計画の見直しは、「地域共生社会」の実現をめざすもので、市民一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、地域住民、地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、より一層地域福祉を推進していくため、令和3年度から取り組む新たな「第4次知多市地域福祉計画」を策定するものです。

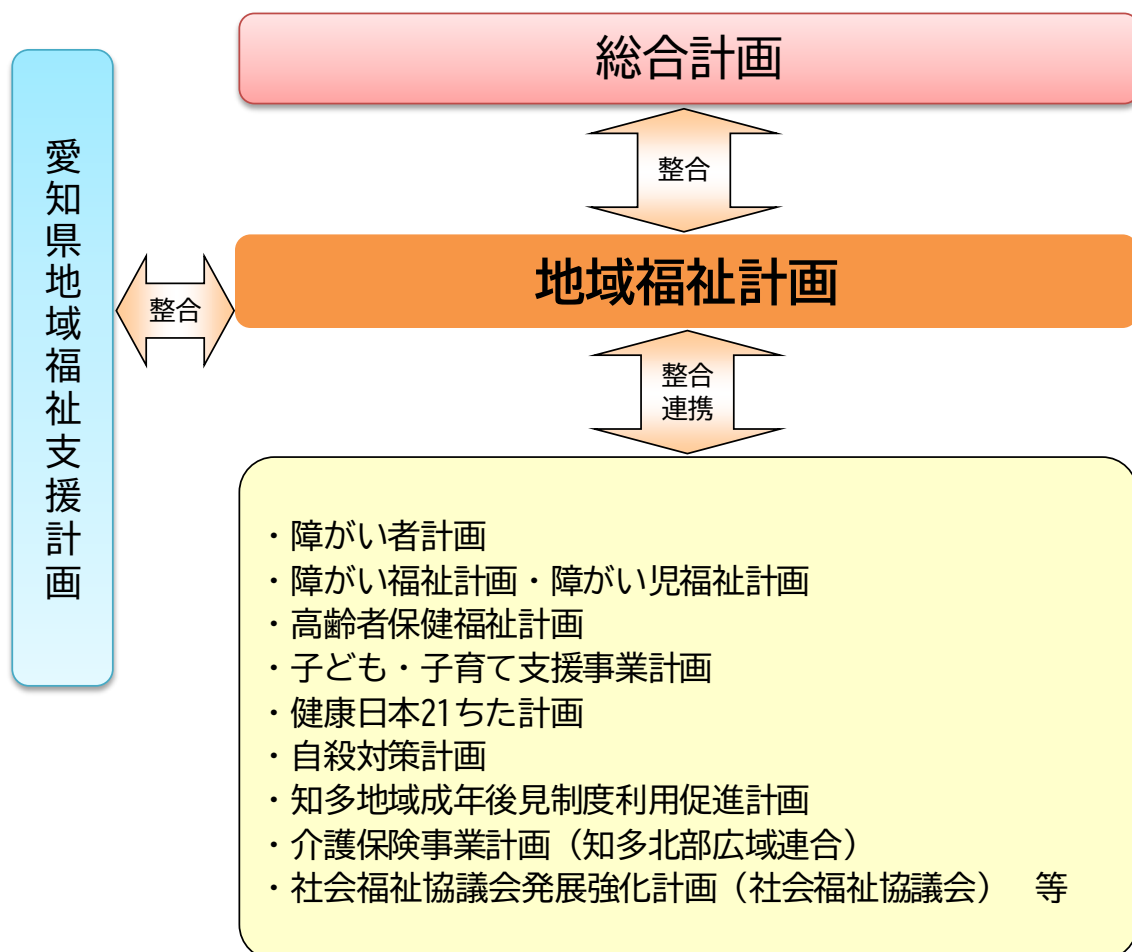
※の付いた語句は、用語解説を参照してください。

第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定を根拠とし、同法第4条に定める地域福祉を推進するための計画で、本市の地域づくりの方向性を示す第6次知多市総合計画のもと、各福祉分野での共通概念等の共有を図り、地域福祉を総合的に推進する方策を示すものです。

本計画は、福祉分野における「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康日本21ちた計画」、「自殺対策計画」、「知多地域成年後見制度利用促進計画」、「介護保険事業計画」、「社会福祉協議会発展強化計画」等の上位計画として位置付けます。

●地域福祉関連計画等との関係



第3節 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を最終年度とする6年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢などによる市民を取り巻く状況の変化に対応するため、計画を点検し、必要に応じて見直しを行います。

●計画の期間

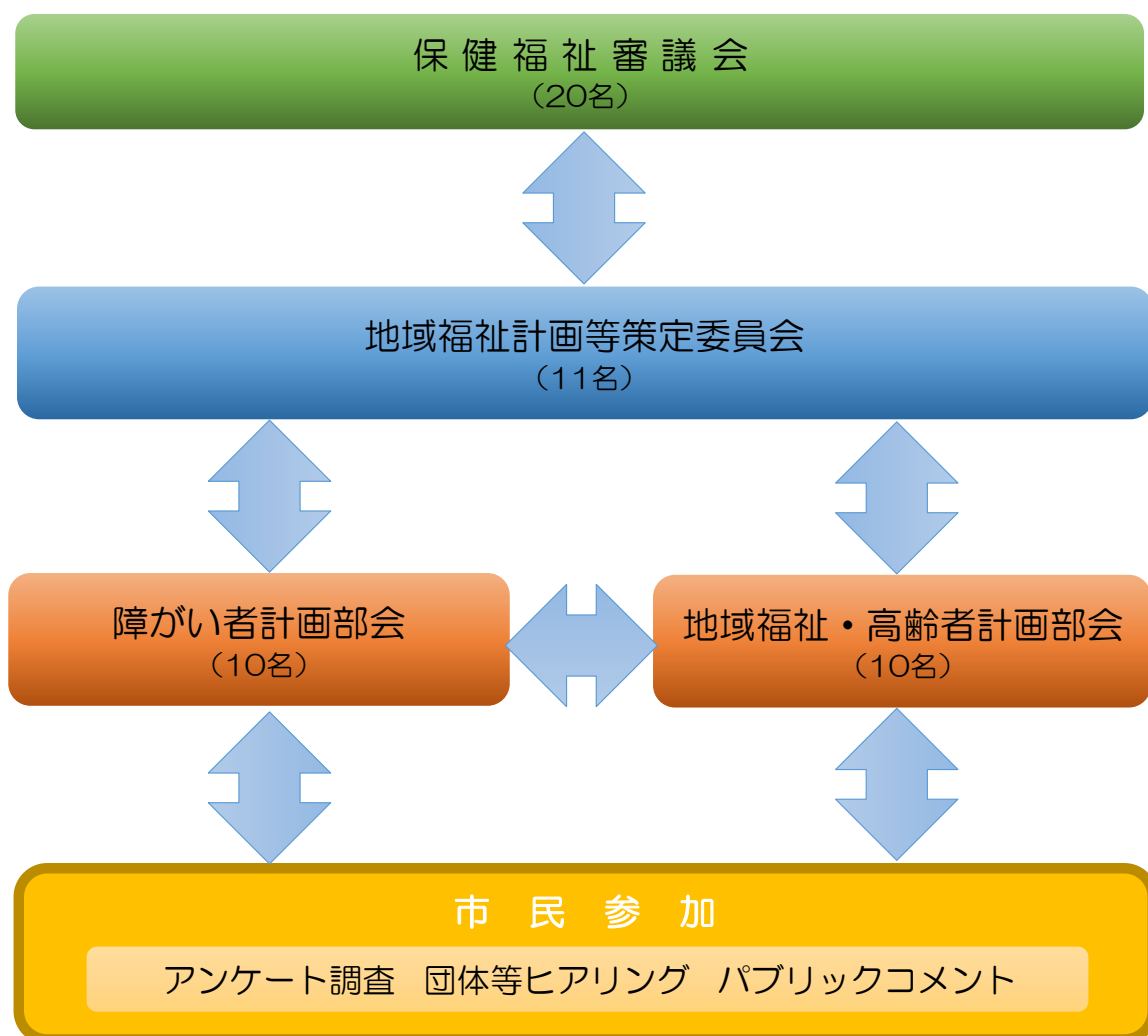
計画名称	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総合計画		第5次(H23～R1)				第6次(R2～R11)						
地域福祉計画		第3次地域福祉計画(H28～R2)				第4次地域福祉計画(R3～R8)						
障がい者計画		第3次(H28～R2)				第4次障がい者計画(R3～R8)						
障がい福祉計画・障がい児福祉計画		第4期(H27～H29)	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(H30～R2)			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)						
高齢者保健福祉計画		第6次(H27～H29)	第7次(H30～R2)			第8次(R3～R8)						
子ども・子育て支援事業計画		第1期(H27～R1)				第2期(R2～R6)						
健康日本21ちた計画		第2次(H25～R4)										
自殺対策計画						第1次(R1～R5)						
知多地域成年後見制度利用促進計画						第1期(R2～R6)						
介護保険事業計画(知多北部広域連合)		第6期(H27～H29)	第7期(H30～R2)			第8期(R3～R5)						
社会福祉協議会発展強化計画(社会福祉協議会)		第1次(H24～H28)	第2次(H29～R3)									

第4節 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、「地域福祉・高齢者計画部会」及び「地域福祉計画等策定委員会」で検討し、保健福祉審議会において諮問答申の手続を経ています。

●策定体制



(2) 団体等ヒアリング

地域福祉の施策に関わりの深い関係団体における、現状での課題や将来に対する展望などを把握し、計画策定に反映させるため、団体等ヒアリングを実施しました。

◎実施期間

令和元年11月～令和2年1月

◎対象団体

団体名	属性
知多市民生委員児童委員協議会	地域福祉関係団体
知多市老人クラブ連合会	福祉関係当事者団体 [※]
知多市身体障害者福祉協議会	福祉関係当事者団体
知多市手をつなぐ育成会	福祉関係当事者団体
知多市子ども会連絡協議会	福祉関係当事者団体
知多市母子寡婦福祉会	福祉関係当事者団体
精神障がい者授産施設あゆみの会家族会	福祉関係当事者団体
知多市ボランティア連絡協議会	ボランティア団体
特定非営利活動法人地域福祉サポートちた	NPO [※] 法人
特定非営利活動法人ゆいの会	NPO法人
特定非営利活動法人あゆみ	NPO法人
特定非営利活動法人だいこんの花	NPO法人
特定非営利活動法人びすた～り	NPO法人
社会福祉法人知多福祉会なごみ苑	社会福祉事業者
知多市居宅介護支援事業所 [※] 連絡協議会	社会福祉事業者

◎主な意見

- ・地域で活動を中心になって行う人材、活動拠点が不足している。
- ・市民ニーズが多様化し、行政だけでは対応しにくい部分が出てきている。
- ・困りごとを自分だけで抱え込んでしまうなど、相談しやすい環境が整っていない。
- ・ご近所さんなど地域住民の関わりが希薄化しており、災害時などの対応に不安がある。
- ・健康体操などに参加し、高齢者が元気に暮らしてもらうことが重要である。
- ・多世代が交流することで、世代を超えて問題を共有できる。

第2章 地域福祉の現状

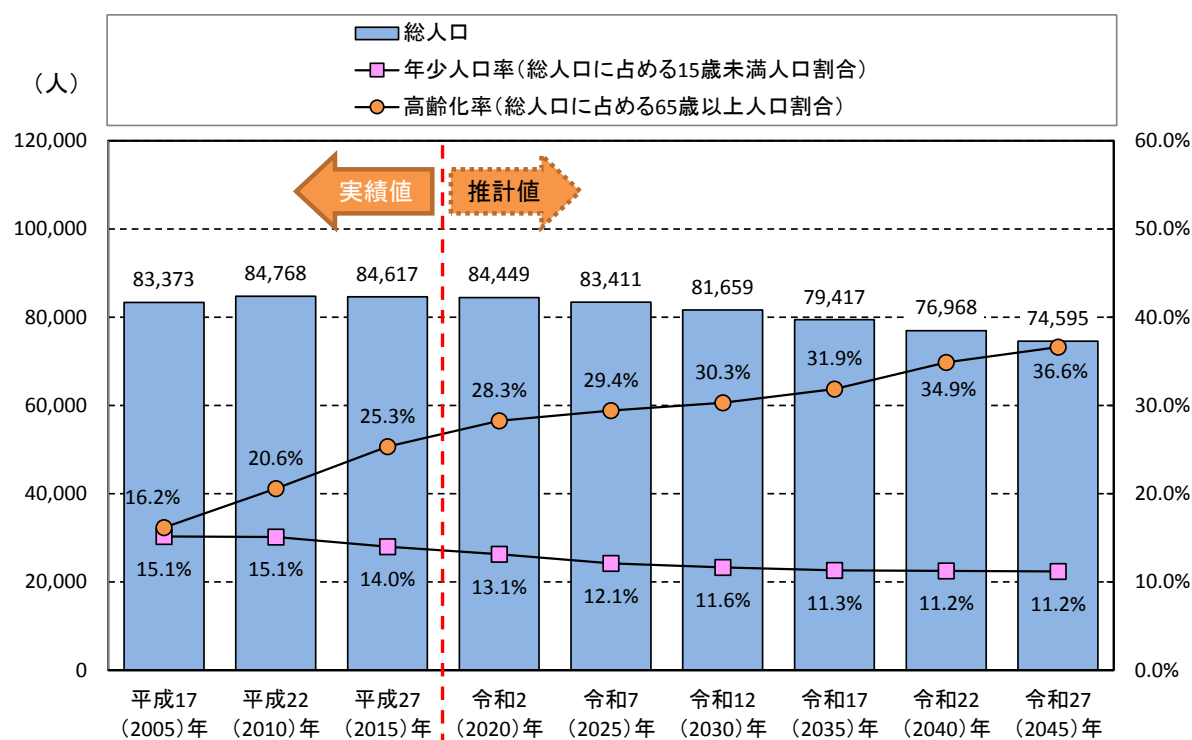
第1節 本市の現状

(1) 人口の状況

本市の人口は、国勢調査によると、平成22(2010)年をピークに減少に転じ、平成27(2015)年は84,617人となっています。第6次知多市総合計画の推計によれば、今後も人口減少は続き、令和27(2045)年には、平成27(2015)年に比べ約10,000人減少すると予測されています。

また、人口減少と合わせて、高齢化も進んでおり、令和7(2025)年の高齢化率[※]は29.4%、令和27(2045)年には36.6%に達すると予測されています。

■知多市の人口の推移

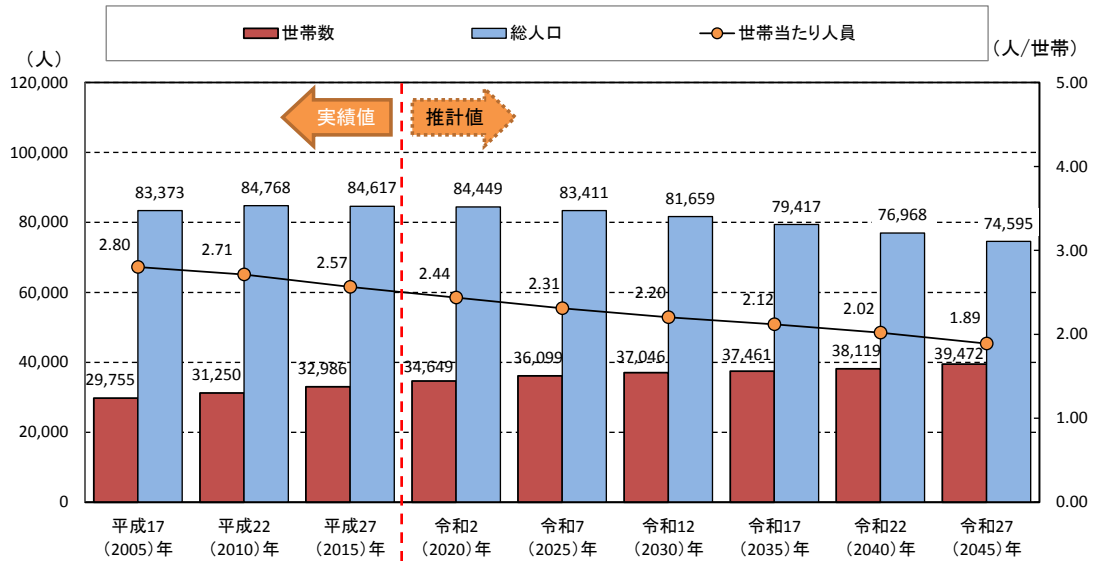


資料：第6次知多市総合計画

(2) 世帯の状況

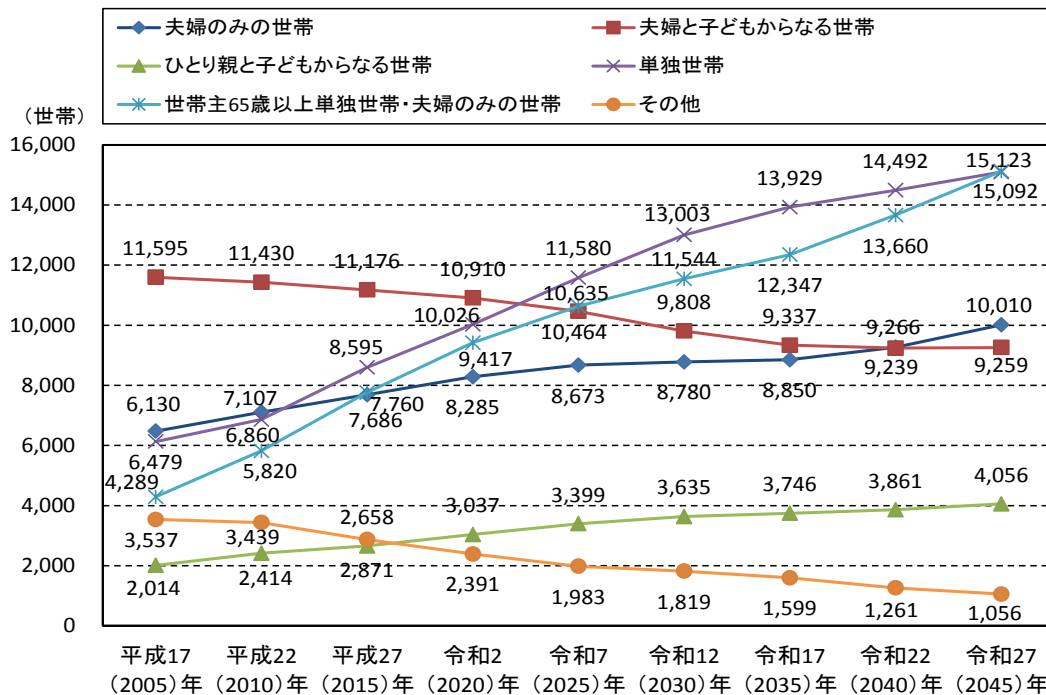
人口が減少傾向を続ける一方、世帯数は増加し続ける見通しにあり、平成27(2015)年から令和12(2030)年までの15年間で約4,100世帯増加し、一世帯当たり人口は、減少し続けることが予測されています。高齢者世帯については、平成27(2015)年の約7,800世帯から令和12(2030)年には、約11,500世帯と5割余り増加する見通しにあり、急増することが予測されています。

■世帯数及び世帯当たり人員の推計



資料：第6次知多市総合計画

■世帯類型別世帯数の推計

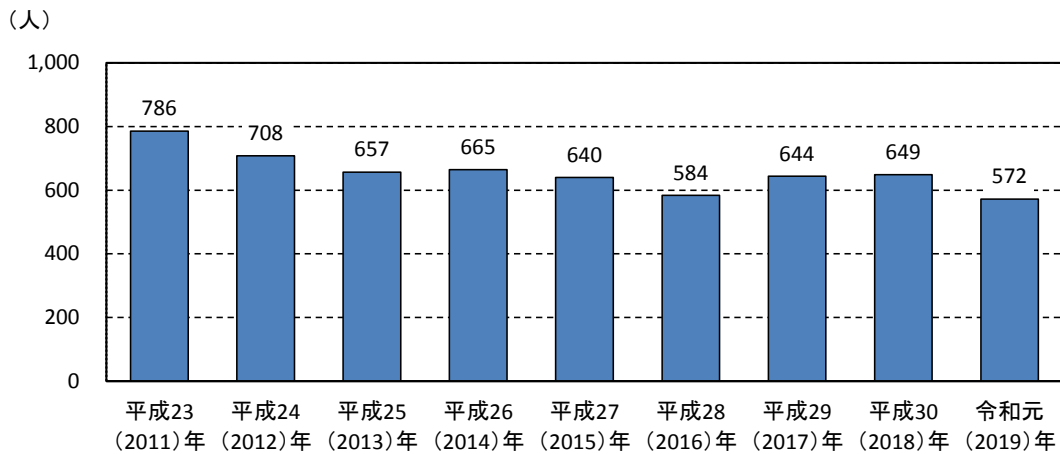


資料：第6次知多市総合計画

(3) 子どもの状況

出生数は、増減はあるものの減少傾向で推移し、令和元（2019）年は、572人で過去最低となっています。

■出生数の推移



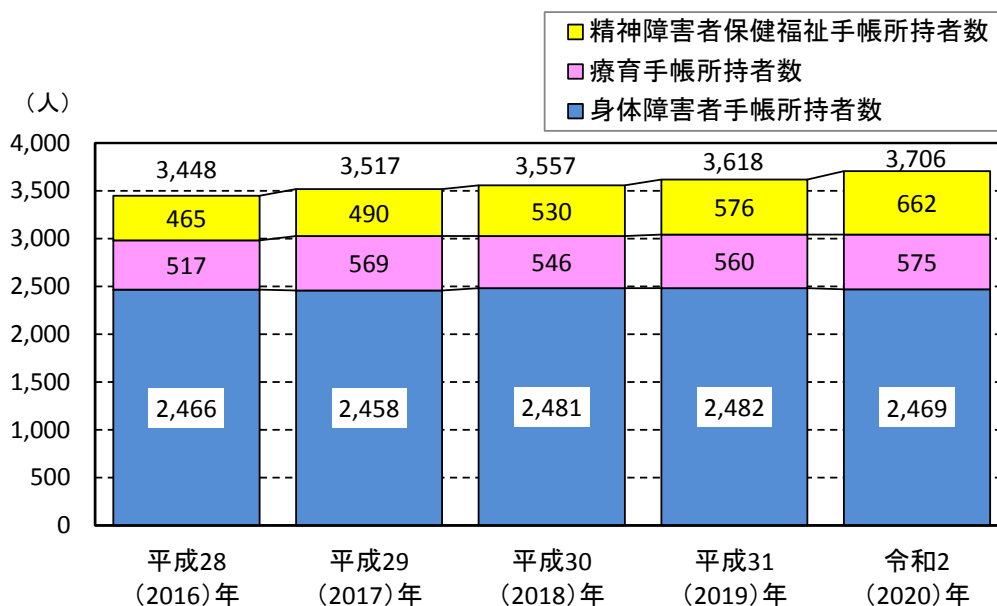
資料：人口動態統計

(4) 障がい者数

障がい者手帳所持者は、年々増加し、令和2（2020）年には、3,706人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者と療育手帳[※]所持者は増加傾向、身体障害者手帳[※]所持者は横ばい傾向で推移しています。

■障がい者数の推移

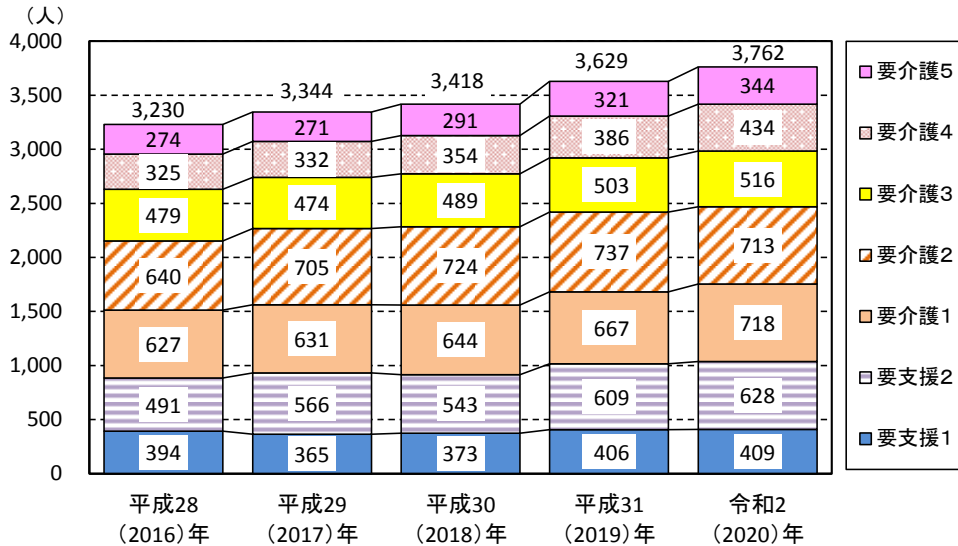


資料：福祉課（各年4月1日時点）

(5) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数は、年々増加し、令和2（2020）年には3,762人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移



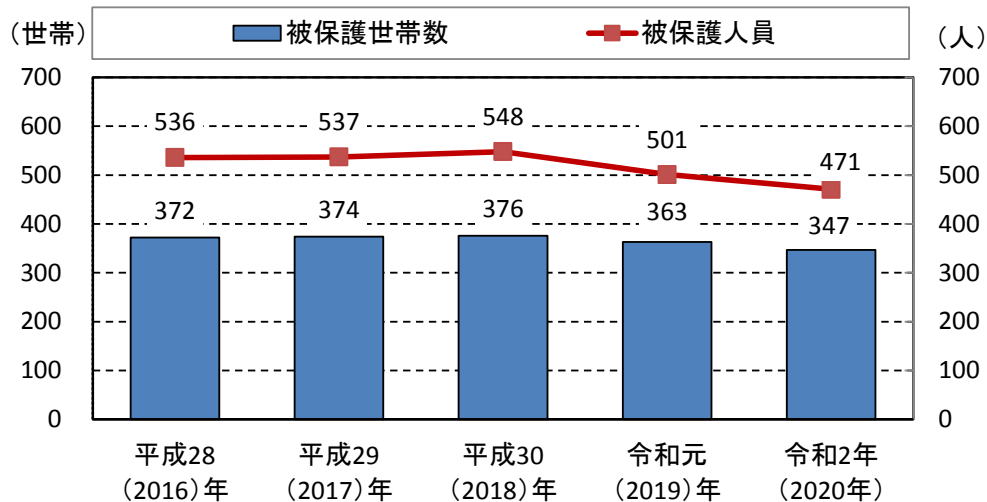
資料：知多北部広域連合（各年3月末日時点）

(6) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、減少傾向で推移し、令和2（2020）年は347世帯となっています。

また、被保護人員も同様に減少傾向で推移し、令和2（2020）年は471人となっています。

■生活保護世帯数等の推移

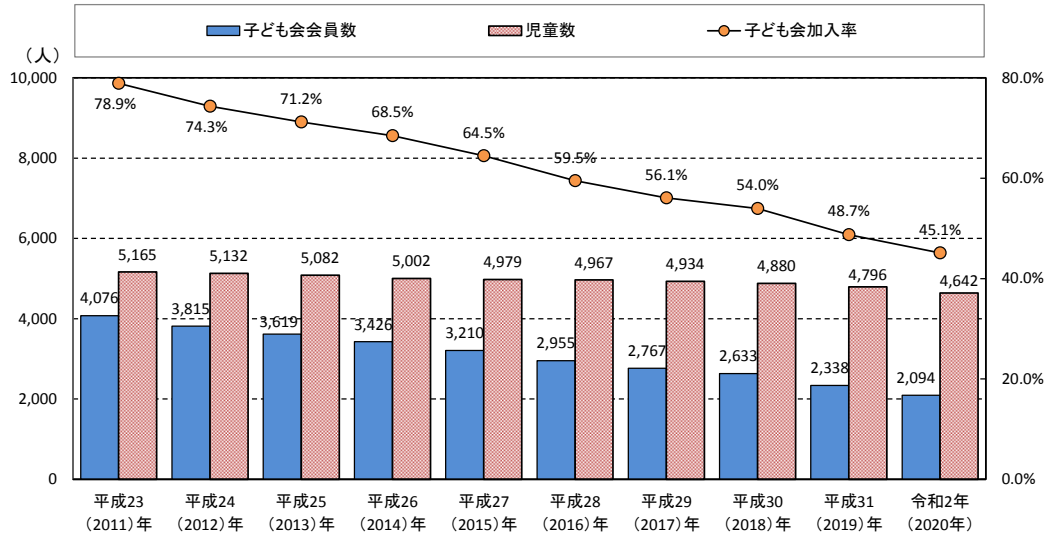


資料：福祉課（各年4月1日時点）

(7) 子ども会の加入状況

子ども会加入状況は、児童数、会員数、共に減少しています。特に、会員数の減少が顕著で、平成23(2011)年に4,076人だった会員数は、令和2(2020)年には約半数の2,094人にまで減少しています。

■子ども会の加入状況の推移

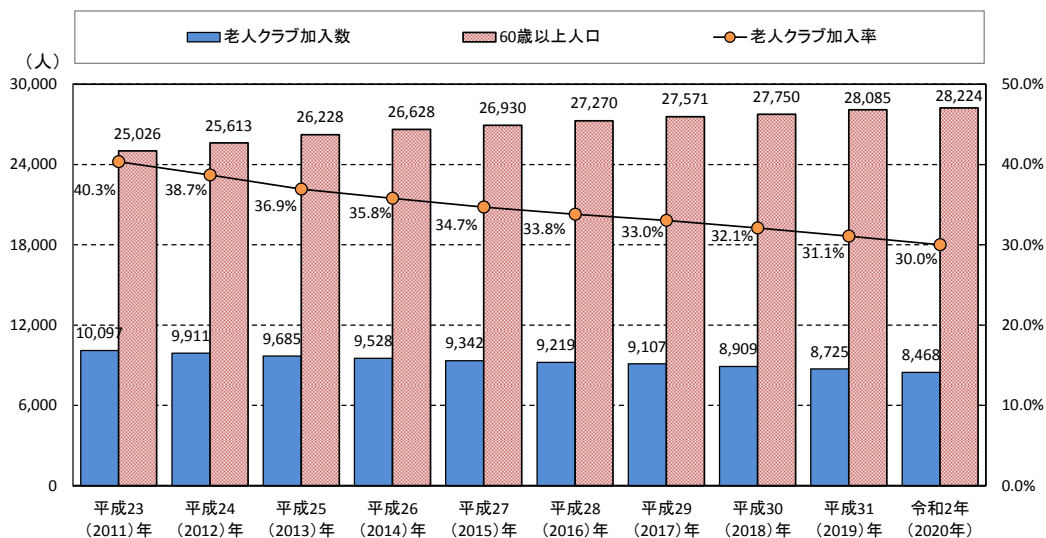


資料：子ども若者支援課（各年4月1日時点）

(8) 老人クラブの加入状況

老人クラブの加入状況は、60歳以上人口は増加傾向で推移しているものの、老人クラブ加入数は減少傾向で推移し、令和2(2020)年には8,468人にまで減少しています。

■老人クラブの加入状況の推移



資料：長寿課（各年4月1日時点）

第3章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念

第6次知多市総合計画では、「夢や希望に向かってチャレンジする」「地域全体で子どもを大切に育てる」「人やまちとのつながりを大切にする」「多様性を認め合う」の4つをまちづくりの基本的な考え方とし、「あたらしく、知多らしく。梅香る わたしたちの緑園都市」を将来像として掲げています。

また、総合計画では、「理想の未来」の実現に向け、「ひとづくり」「あんしんづくり」「にぎわいづくり」を重点的に取り組む3つの基本目標として掲げ、個別の施策に取り組むだけでなく、分野横断的に施策の関連性を持たせながら進めていくとしています。

本計画においても、総合計画における「ひとづくり」「あんしんづくり」「にぎわいづくり」の基本目標を念頭に置き、子どもから高齢者まで、障がいのある人もそうでない人も、すべての人が安心して暮らせるよう、本計画の基本理念を「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」と定めます。

**共に支え合い 住み慣れた地域で
安心して暮らせる まちづくり**

日々の暮らしの中で生じる様々な問題を解決していくため、市民、コミュニティ、福祉事業者、当事者団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、行政など、地域に関わるすべての力を合わせ、人と人がつながり、互いに支え合うことで住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会を形成します。

第2節 基本方針

基本理念の実現をめざして、3つの基本方針を定めます。

1 連携と協働の仕組みづくり

地域福祉を推進するには、市民がお互いに理解し合い、交流し、地域の課題解決に取り組む意識を持つことが必要です。市民が隣近所・地域でのつながりを大切にし、支え合い活動を広げられる仕組みづくりを推進します。

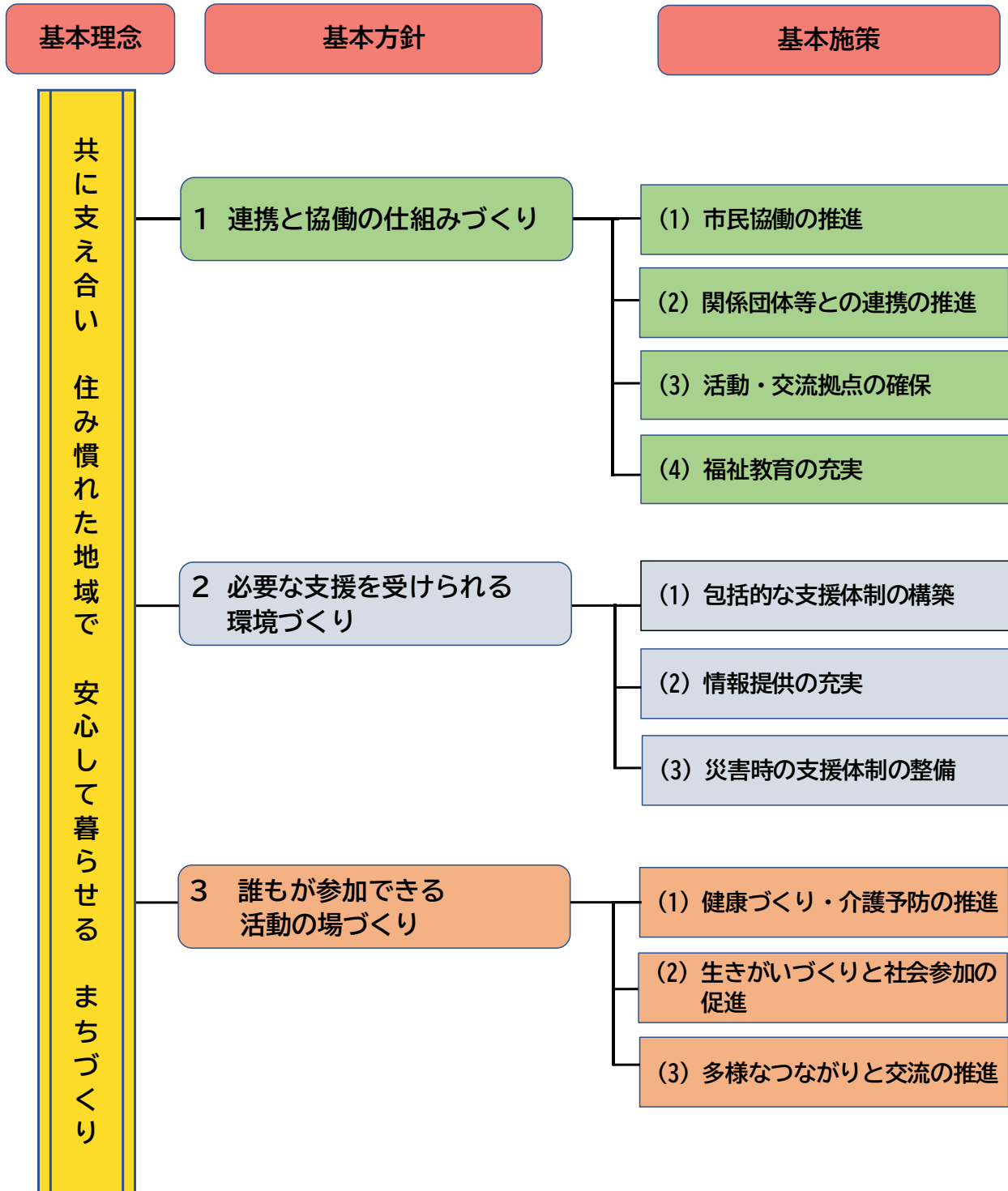
2 必要な支援を受けられる環境づくり

市民の生活支援や災害時支援など、包括的・重層的な支援体制の構築に向け、地域に住むすべての人と保健・医療・福祉の関係機関が連携した機能的な仕組みづくりを推進します。

3 誰もが参加できる活動の場づくり

地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての世代が交流し、健康でいきいきと暮らせるための活動の場づくりを推進します。

第3節 計画の体系



第4章 基本施策

基本方針1 連携と協働の仕組みづくり

(1) 市民協働の推進

《現状と課題》

本市では、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム※）の構築を進めていますが、今後必要な支援の担い手が不足することが想定されていることから、様々な主体による生活支援サービスの提供が求められています。

その中でも地域でのあんしんとなり組・災害時要援護者支援事業※、老人クラブによる見守り活動、地域サロン活動、おたすけ会に代表される助け合い活動などの地域での自主的な活動は、隣近所など身近で日常的な生活支援として大変重要となってきました。

また、子どもや若者が地域の様々な人との関わりの中で健やかに育つとともに、子育て中の親子が仲間とともに成長し、家庭における子育て力が向上するよう、地域全体で子どもや若者、子育て中の親子を支えることも重要です。

一方で、自治会・町内会や地域の団体等では、役員等の高齢化による後継者不足、地域活動への加入率の低下などの問題が出てきています。地域において活動を推進する担い手がいなくなることは地域における活動や交流が滞ることにつながります。

自治会・町内会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場所は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、講座や研修事業を通じ広く福祉に関する意識を持った人材を育成していくことが必要です。

また、地域における自主的な活動（ボランティア・NPO活動）は、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な資源であり、行政が担いきれない市民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

本市におけるボランティア活動は、知多市社会福祉協議会が運営する総合ボランティアセンターがその中心的役割を担い、情報提供や相談、講座の開催などの事業に取り組み、活動のきっかけづくりや人材の発掘・育成、活動費の助成、活動場所の提供など、個人や団体のボランティア活動への支援を進めています。

今後も、ボランティア・NPO活動に関する情報発信の強化や参加しやすい仕組みづくりを進めるなど、市民の地域活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。

《施策の方向性》

①地域の助け合い活動の推進

支援をしたい人、支援を受けたい人をマッチングし、地域の助け合い活動の担い手を創出、育成する仕組みを推進していきます。

②コーディネーターの確保

生活支援や地域の困りごとを相談できるコーディネーターの設置を通して、地域での自主的な活動を支援します。

③地域福祉活動の担い手の確保

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりを推進します。

④ボランティア・NPO活動の推進

各種養成講座によるボランティア・NPO活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施します。

(2) 関係団体等との連携の推進

《現状と課題》

市民ニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、行政がすべての支援を担うことは限界があり、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められています。

こうした課題を解決するには、コミュニティや自治会・町内会、民生委員児童委員※、老人クラブ、子ども会、ボランティア団体、障がい者団体などの連携をより強固なものにすることが必要です。

また、自治会・町内会では対応できない課題に対しては、市や社会福祉協議会、高齢者相談支援センター※、障がい者総合支援センター、福祉事業者、社会福祉法人、NPOなどの関係機関が連携を図り対応することが必要です。

さらに、地域福祉活動を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠となります。これまで地域福祉活動は、一部の市民による活動にとどまっていた。これからは、市民一人ひとりが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、福祉事業者やNPO、当事者団体などとコミュニティや自治会・町内会組織が連携、協働することによって、推進していくことが求められます。

《施策の方向性》

①各種関係団体との連携

市と社会福祉協議会による支援のもと、市内で活動する福祉事業者、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、コミュニティや自治会組織、当事者団体などが相互に連携、協働し地域福祉を推進します。

②民間企業との連携

連携協定などを通して、民間企業など多様な社会資源と連携し、民間の強みを生かして地域生活課題の解決を推進します。

(3) 活動・交流拠点の確保

《現状と課題》

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。

近年、地域への関心がない人や地域との関わりを持たない人が増加していることもあり、地域のつながりが薄れ、身近な交流の機会が少なくなってきています。

こうした中で、市民が気軽に集える場として、NPOやボランティア団体等が地域で運営する「ふれあい・いきいきサロン[※]」や「親子ひろば[※]」など、人と出会うことができる交流の場が増えてきています。

地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを実行へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる「居場所づくり」や世代を超えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域に暮らす誰もが日常的にふれ合える場所・機会を地域に合った形でつくっていく支援が必要となっています。

《施策の方向性》

①交流拠点の整備

地域住民相互の交流や地域のつながりを深め、情報発信や地域の人材育成を進めるため、地域の活動・交流拠点の整備を進めます。

②地域にあった居場所・交流拠点の検討

既存施設の統合、複合化に当たり、多世代が利用、交流できる施設の在り方を検討します。

(4) 福祉教育の充実

《現状と課題》

近年、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う市民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しいつき合いや地域の中で相互に助け合うという「共助」意識が薄れつつあります。

こうした状況の中で地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉の考え方を理解し、福祉は身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合うことが必要です。

本市では、市や社会福祉協議会のホームページ、広報紙等による情報発信や、講演会、講座などを通じた福祉学習を通して地域福祉の啓発をしています。また、社会福祉協議会において福祉協力校を指定し、学校における福祉学習の推進を図っています。

市民一人ひとりが福祉とは決して特別なことではなく、身近なものであることを認識し、地域での支え合いや助け合いができるように、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、市、社会福祉協議会、学校、地域、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、市民の福祉意識の醸成を図ることが重要となります。

《施策の方向性》

①福祉学習の推進

認知症サポーター養成講座の開催など、地域や家庭、学校における福祉学習の推進と地域福祉の啓発を図ります。

②地域共生の理念の普及・啓発

様々な立場や違いを超えた相互理解のできる地域共生社会をめざして、市民の福祉への理解を深めます。

基本方針 2 必要な支援を受けられる環境づくり

(1) 包括的な支援体制の構築

《現状と課題》

近年、子どものひきこもりが長期化し、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える、いわゆる「8050問題」や高齢者の介護と子どもの育児を同時に行う「ダブルケア」など既存の社会福祉制度では対応が難しい複雑化・複合化した課題が増えています。また、虐待などの権利擁護に関する課題を抱えている世帯は、介護、健康、子育て、いじめ、貧困など複合的課題を有している場合が多くあります。

本市では、これらの課題に対応するため、高齢者では高齢者相談支援センター、子育てでは子育て総合支援センター※、障がい者では障がい者相談支援センター、DV※相談に関することは市役所、健康に関することは保健センター、生活困窮に関することは生活困窮者サポートセンター※が対応するなど、専門職につなぐ体制が分野ごとにできています。

しかしながら、従来のような対象者ごとの縦割り型による相談体制では、相談窓口や情報提供の対応もまちまちであり、支援を受ける人にとっては分かりにくく、相談しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている人にとっては、対象となる課題ごとに複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

複雑・複合化した悩みや問題を、包括的に相談できるよう、制度ごとに分かれている相談支援機関が連携し、包括的・重層的な支援体制の構築が必要であるとともに、各相談機関の結び付けをコーディネートする仕組みが求められています。

また、身近な地域の中で、気軽に相談できるよう、地域における相談機能の充実を図ることも重要となります。

《施策の方向性》

①包括的支援体制の構築

分野を横断した連携体制や重層的支援体制整備事業を検討する会議体を設置し、包括的な支援体制の構築を進めます。

②相談体制の充実

困りごとを抱えている人が相談しやすい、身近な地域で相談できる環境づくりを進めます。

③相談窓口及び支援機関の連携

複雑・多様化した課題に対し、市、専門機関の確実な支援につなげることができるよう、相談窓口のネットワークの強化を図ります。

④社会的に孤立している人を支援する体制づくり

各種福祉制度の狭間で社会的に孤立している人を支援する体制の構築を進めます。

(2) 情報提供の充実

《現状と課題》

地域の中では、市、社会福祉法人、NPOなどによる様々な福祉サービスが行われており、支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスを利用することができますが、必要な情報を幅広く伝えるため、紙面やホームページなど様々な媒体での情報提供が求められています。

また、福祉サービスは、介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）のサービスのように、利用者がサービスを自由に選ぶことができる仕組みとなっていますが、サービスの内容や利用方法が分からないなど、必ずしも利用者のニーズに合ったサービスが適切に利用されているとは限りません。そのため、適切なサービスを選ぶための情報提供など、誰もが安心してサービスを利用できる仕組みづくりが必要です。

《施策の方向性》

①多様な情報の受発信

市の福祉サービスに関する情報に限らず、生活を支える社会資源に関する情報、地域づくりを考えるために必要な情報など、多様な情報の受発信を進めます。

②様々な媒体による情報提供

市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、SNS※、ケーブルテレビ・ラジオなど、様々な媒体の活用やICTの推進を図り、福祉に関する情報や制度を市民に分かりやすく発信します。

(3) 災害時の支援体制の整備

《現状と課題》

近年、地震や台風、集中豪雨などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災対策の必要性はこれまでにないほど高まっています。

東日本大震災の犠牲者のうち、65歳以上の高齢者の割合は過半数となっており、また、障がいのある人の死亡率は、障がいのない人の約2倍という調査報告があります。

調査報告から分かるとおり、大規模な災害発生時には、特に配慮を要する人の避難を、いかに迅速にし、どう支援するかという課題があります。

本市では、あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の取組の中で、災害時要援護者登録台帳の登録を進めるとともに、地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などを行っています。災害時に災害時要援護者支援事業を機能させるには、こうした平常時における備えや日ごろの見守り活動等の取組を強化することが必要です。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図り、災害時要援護者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや高齢者施設などの各事業所と連携し、安全に避難できる体制を整備しておくことが重要となります。

《施策の方向性》

①災害時要援護者支援事業の推進

災害時要援護者の情報を地域と共有し、地域で支援が必要な人を支えるとともに、災害時に備え、日頃からの隣近所の付き合いや見守り体制を強化する仕組みづくりを進めます。

②地域の防災力の強化

地域の防災力を高めるため、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災訓練の実施支援や防災の啓発、住宅の耐震化、家具の転倒防止などの防災、減災対策を進めます。

③災害時における各事業所との連携

災害時に適切な避難等につなげるため、防災訓練の共同実施など、各事業所との連携を強化します。

基本方針3 誰もが参加できる活動の場づくり

(1) 健康づくり・介護予防の推進

《現状と課題》

年齢を重ねても生涯現役で、住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることは誰もが願うことであり、地域福祉の目的の一つでもあります。しかし、食生活が豊かで、生活様式が多様化している現代社会では、生活習慣病が増加し、自身の健康や老後の生活に不安を感じている人が少なくありません。

また、急速な高齢化とともに、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加も深刻な社会問題となっています。

地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療等の支援体制の構築とともに、自分の健康は、「自らづくり、守る」という意識が重要となります。

健康づくりの基本となる食事や体操等の講習会や教室等への参加は、交流の促進にもつながり、さらに、一人ではなく、仲間同士で健康維持活動を行うことで、効果や活動の継続が期待できると考えられます。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な要素であり、「生活の質」に大きく影響します。こころの健康を保つためにも、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手な付き合い方が重要になります。

《施策の方向性》

①健康づくりの推進

健康と人の絆づくり隊の参加団体の増加など、市民の主体的な健康づくりを推進します。

②介護予防の推進

介護予防に関する講演会や研修会を開催し、基本的な知識の普及と市民の意識の啓発に取り組みます。

③こころの健康づくりの推進

「こころの体温計※」などを活用し、こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー※養成講座を実施し、地域の見守りを推進します。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

《現状と課題》

自分らしく生き生きと暮らし続けるためには、「生きがい」を地域の中で、どのように感じることができるかが課題となります。

社会参加活動は、生きがい活動につながり、それぞれの活動を通して、「生きがい」を感じることができます。

また、長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに生かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となります。

高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

そのため、社会福祉協議会、自治会・町内会等の地域団体と連携し、地域福祉の担い手である高齢者の生きがいづくりの機会を提供することが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える多面的なアプローチが必要となることから、市の関係各課の連携をはじめ、市民や関係機関等とも連携・協働し、生きがい活動の促進を図る必要があります。

《施策の方向性》

①生きがいづくりの推進

誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、生涯学習事業や老人福祉施設事業などによる各種講座や教室の充実を図ります。

②地域で高齢者が活躍できる環境づくり

高齢者の豊かな知識と経験を地域社会の様々なニーズに生かし、地域社会の担い手として活躍できる場の提供に取り組みます。

③様々な主体による地域活動の連携

地域で行われている子どもから高齢者まで様々な活動が連携することで、分野にとらわれない幅の広い活動を促進します。

(3) 多様なつながりと交流の推進

《現状と課題》

地域での支え合いを推進するためには、身近な地域に暮らす市民同士のふれ合いや交流活動が活発に行われていることが重要なことから、世代を超えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい地域づくりが必要です。

また、少子化、核家族化などの進行により、子育て家庭においては「身近に相談できる相手がない」「子育てに協力してくれる相手がない」などの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えています。加えて、地域との関わりが薄れていることから、「地域の子どもは地域で守り、育てる」といった子育てに対する地域としての意識や機能が衰退しています。

地域全体で、子育てを支えられるよう、子どもを持つ親同士の交流や、地域の子育て支援者や団体との交流を促進し、子育ての悩みの共有や相談が気軽にできる環境づくりと、子どもが集い安心して遊べる場所の確保が求められています。

そのため、子育て総合支援センターや保育園等が中心となって、子育て家庭に積極的に関わりを持ち、それぞれのニーズにあった支援を行うとともに、自治会・町内会で行う地域の伝統行事や祭礼等、地域行事への積極的な参加の呼びかけを行いながら、親子での地域住民との交流の場をつくるなど、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

地域での支え合いや助け合いは強制されるものではなく、市民一人ひとりの心を源として広がっていくべきものであることから、手助けしてほしいことや地域でできることが日常的に行われ、子どもから高齢者までの誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりが重要となります。

《施策の方向性》

①地域で子育てを支援する環境づくり

市民協働により、親と子が仲間の中で育ち合う居場所づくりやネットワークづくりを推進します。

②青少年の健全育成

将来につながる活力ある地域づくりを進めるために、地域ぐるみで青少年に寄り添い、成長をサポートする活動の推進に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の周知

基本理念の実現に向けて、自治会・町内会やNPO、ボランティア団体、福祉事業者だけでなく、すべての市民が本計画を知ることが必要です。

そこで、市及び社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどで広報するとともに、会議や講座などの場を通して本計画の周知を進め、課題の共有を図ります。

第2節 推進体制の整備

計画の推進に当たっては、市、社会福祉協議会を中心に、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア団体、市民活動団体、民間事業者等、多様な関係機関と連携して取り組みを進めます。

また、計画の進行状況の管理や施策の実施に向けた関係各課の調整等を行う会議体を設置し、計画の着実かつ効果的な推進を図るとともに、保健、医療、福祉関係団体で構成する保健福祉審議会などに報告します。

「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のプロセスを順に実施する「PDCAサイクル」の手法を踏まえ、必要に応じて改善に向けて取り組み、着実に計画を推進します。

資料編

資料編

1 用語解説

用語	説明
あ	
あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業 (P14)	災害時要援護者支援事業は、災害発生時に自力で避難することが困難な、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯などの「災害時要援護者」の生命を守るため、登録の申し出のあった災害時要援護者の名簿をコミュニティや町内会へ提供し、その地域に住む災害時要援護者の避難支援や安否確認を行う事業です。また、あんしんとなり組は、災害時だけでなく平常時からの地域の見守りの仕組みづくりとして、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、ねたきりや認知症の高齢者を介護している家庭、要支援家庭の児童などを近隣住民やボランティアが見守り、必要な支援を行うことによって、町内会を単位として安心して暮らすことのできる地域をつくる活動であり、市内全域に普及するよう社会福祉協議会が中心となり市役所と民生委員児童委員協議会と協働して取り組んでいます。
SNS (P21)	Social Networking Service の略称。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむことができる会員制サービスの総称です。
NPO (P5)	ある特定の社会的使命を追及するために、営利を目的とせず、行政から独立した民間の自発的な組織として継続的に保健・医療・福祉の増進やまちづくりの推進等多様な活動を行い、何らかの社会サービスを提供している団体のことです。
親子ひろば (P17)	子育て中の親子が気軽に集い、親同士の交流ができる子育て支援拠点として、情報交換や仲間づくりを推進し、地域に広げていくことを目的としています。
か	
居宅介護支援事業所 (P5)	介護保険で要介護認定を受けた人やその家族などからの依頼を受けて、適切な介護保険サービスが受けられるように、定められた介護サービスの種類、内容、金額、本人や家族の希望などを勘案した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業者との調整、サービスの給付管理などを行うサービスを居宅介護支援といい、これらを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置する事業所です。
ゲートキーパー (P23)	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。
高齢化率 (P6)	総人口に対する 65 歳以上人口の割合です。

用 語	説 明
高齢者相談支援センター (P16)	高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、専門職員が相談を幅広く受け付け、必要に応じて行政機関、医療機関、民生委員、各種ボランティアなどに協力を要請し、高齢者一人ひとりにあつた支援を行います。
こころの体温計 (P23)	インターネット上で自己問診形式のセルフチェックを行い、自身や周りの方のこころの健康を判定するシステムです。こころの健康の判定と併せて相談先の情報提供を行います。
子育て総合支援センター (P19)	乳幼児の親子を対象とした遊び、交流、相談や学習などの場を提供し、総合的に子育て家庭を支援する施設。愛称は「ぼぼらす」です。
さ	
新型コロナウイルス感染症 (P1)	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」による感染症です。
身体障害者手帳 (P8)	身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級～6級に区分されています。さらに障がい内容により視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内臓（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓・免疫）の機能障がいに区分されます。
生活困窮者サポートセンター (P19)	市内にお住まいで生活にお困りの人に対して、自立に向けた相談支援を行う機関です。「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金の相談と社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、資金貸付事業、フードバンク事業、ひきこもり支援を実施します。
精神障害者保健福祉手帳 (P8)	統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病及びその他の精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級、2級、3級に区分されています。
た	
地域包括ケアシステム (P14)	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、一体的に提供される体制のことです。
DV (P19)	ドメスティックバイオレンス（domestic violence の略）配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力のことです。

用語	説明
当事者団体 (P5)	身体に障がいのある人、知的な障がいのある人または精神に障がいのある人あるいはその親など、同じ生活課題を持つ人々で組織されている団体のことで、親睦を深めるだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報交換をする中で、自分たちの問題解決に必要な課題の把握・整理や解決のための取り組みを行ったりしています。
は	
ふれあい・いきいきサロン (P17)	地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図るため、家に閉じこもりがち、話し相手がない、さびしいといった不安や悩みを持っている人々に声をかけて、集まって「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場を地域の中につくるもので、参加する人と運営するボランティアが自由な発想で企画し、自主的に運営する場です。
ま	
民生委員児童委員 (P16)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、福祉行政にも多大な協力をしています。また、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。
ら	
療育手帳 (P8)	知的な障がいのある人に発行される手帳で、障がいが発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態に該当すると認められた場合に交付されるものです。重度の人から順に A 判定、B 判定、C 判定に区分されています。

2 社会福祉法関連部分

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画策定の経過

令和元年	9月24日	第1回地域福祉計画等策定委員会
	10月15日	第1回地域福祉・高齢者計画部会、障がい者計画部会（合同会議）
	11月11日	第2回地域福祉計画等策定委員会、地域福祉・高齢者計画部会、障がい者計画部会（合同研修会）
令和2年	1月31日	第3回地域福祉・高齢者計画部会
	6月5日	第4回地域福祉・高齢者計画部会
	6月30日	第3回地域福祉計画等策定委員会
	8月25日	第5回地域福祉・高齢者計画部会
	9月29日	第4回地域福祉計画等策定委員会
	10月14日	第6回地域福祉・高齢者計画部会
	10月27日	第5回地域福祉計画等策定委員会
	11月19日	第2回保健福祉審議会（諮問）
	11月25日	知多市社会福祉協議会理事・評議員合同研修会
	12月18日	パブリックコメント受付（令和3年1月22日まで）
令和3年	1月27日	第6回地域福祉計画等策定委員会
	2月10日	第3回保健福祉審議会（答申）
	2月16日	幹部会議審議
	3月25日	知多市議会報告
	3月26日	知多市社会福祉協議会理事会
	3月29日	知多市社会福祉協議会評議員会

4 委員名簿

(1) 知多市保健福祉審議会委員名簿

令和2年6月12日現在

所属団体等	氏名	備考
①保健医療関係団体を代表する者 知多郡医師会知多市医師団の代表 知多市歯科医師会の代表 知多市薬剤師会の代表 知多保健所の代表 知多保健所管内栄養士会の代表 知多市健康づくり食生活改善推進協議会の代表 知多市スポーツ推進委員会の代表 知多市小中学校校長会の代表	鰐部 春松 権田 幸治 今泉 亮 竹原 木綿子 早川 芳枝 西山 美紗子 木屋 恵津子 池田 達哉	会長
②福祉関係団体を代表する者 知多市社会福祉協議会の代表 知多市民生委員・児童委員協議会の代表 知多市老人クラブ連合会の代表 知多市身体障害者福祉協議会の代表 知多市手をつなぐ育成会の代表 あゆみの会家族会の代表 知多市子ども会連絡協議会の代表 知多市母子寡婦福祉会の代表 知多市ボランティア連絡協議会の代表 社会福祉施設の代表 居宅介護事業者の代表	渡辺 正敏 松下 邦雄 伊藤 公平 森山 宏樹 村井 英子 石井 延治 加藤 善久 市丸 ミドリ 新野 弘人 岩堀 良治 下村 一美	副会長
③地域を代表する者 知多市コミュニティ連絡協議会の代表	八島 忠	

順不同・敬称略

(2) 知多市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

(令和元年度)

役 職	職 名 等	氏 名
会 長	福祉部長	市田 政充
副 会 長	福祉課長	永井 智仁
委 員	財政課長	竹内 和彦
	企画情報課長	細川 賢弘
	市民協働課長	渡真利 浩
	長寿課長	石川 義章
	健康推進課長	荒谷 勝久
	子ども若者支援課長	加藤 裕樹
	商工振興課長	林 和宏
	学校教育課長	山口 芳徳
	社会福祉協議会事務局長	佐藤 守重
事 務 局	福祉課、長寿課、子ども若者支援課、社会福祉協議会	

(令和2年度)

役 職	職 名 等	氏 名
会 長	福祉部長	松下 広子
副 会 長	福祉課長	永井 智仁
委 員	財政課長	竹内 和彦
	企画情報課長	小屋敷 浩司
	市民協働課長	長谷川 一樹
	長寿課長	松田 朋子
	健康推進課長	荒谷 勝久
	子ども若者支援課長	加藤 裕樹
	商工振興課長	林 和宏
	学校教育課長	平松 康弘
	社会福祉協議会事務局長	佐藤 守重
事 務 局	福祉課、長寿課、子ども若者支援課、社会福祉協議会	

(3) 地域福祉・高齢者計画部会員名簿

(令和元年度)

役 職	部 署 名	氏 名
部 会 長	長寿課	江端 秀和
副部会長	社会福祉協議会	山田 達也
部 会 員	財政課	村瀬 達洋
	企画情報課	山本 泉
	市民協働課	木村 麻里
	福祉課	清水 美里
	健康推進課	大矢 正寛
	子ども若者支援課	鰐部 志保
	学校教育課	高尾 美里
	高齢者相談支援センター	横山 嗣信
事 務 局	福祉課、長寿課、社会福祉協議会	

(令和2年度)

役 職	部 署 名	氏 名
部 会 長	長寿課	江端 秀和
副部会長	社会福祉協議会	山田 達也
部 会 員	財政課	一ノ瀬 裕子
	企画情報課	松村 亮
	市民協働課	木村 麻里
	福祉課	島津 慧
	健康推進課	大矢 正寛
	子ども若者支援課	鰐部 志保
	学校教育課	戸田 智海
	高齢者相談支援センター	小松 暁子
事 務 局	福祉課、長寿課、社会福祉協議会	

5 計画の変遷

(1) 知多市

【知多市地域福祉計画】

第1次 平成17年度～平成22年度

(2) 知多市社会福祉協議会

【知多市社会福祉協議会地域福祉活動計画】

第1次 平成10年度～平成12年度

第2次 平成13年度～平成17年度

第3次 平成18年度～平成23年度

(3) 知多市・知多市社会福祉協議会

【知多市地域福祉計画】

第2次知多市地域福祉計画の策定に当たり、第3次知多市社会福祉協議会地域福祉活動計画の計画期間を1年間短縮し、両計画を一体とすることとした。

第2次 平成23年度～平成27年度

第3次 平成28年度～令和2年度

第4次 令和3年度～令和8年度



梅香る わたしたちの緑園都市

第4次知多市地域福祉計画

令和3年2月策定

知多市福祉部福祉課、長寿課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話

福祉課 0562-36-2650 (直通) F A X 0562-32-1010

長寿課 0562-36-2652 (直通)

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail

福祉課 fukushi@city.chita.lg.jp

長寿課 choju@city.chita.lg.jp

社会福祉法人 知多市社会福祉協議会

〒478-0047 知多市緑町32番地の6

電話 0562-33-7400 F A X 0562-32-1479

URL <https://www.medias.ne.jp/~shakyo/>

E-mail shakyo-c@ma.medias.ne.jp